

## 「インバウンド高付加価値旅行推進事業」企画提案公募実施要領

下記のとおり、「インバウンド高付加価値旅行推進事業」（以下、事業という）に関する委託業務の企画提案書を募集します。応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。

### 1 事業目的

高付加価値旅行者（※）の特性や高付加価値旅行における旅行手配の実態を踏まえ、各市場に訴求する高付加価値な観光コンテンツの造成や、高付加価値旅行者を顧客に持つ海外旅行会社等へのセールス等を行うことで、本県への誘客を促進するとともに、観光消費のさらなる拡大を図ることを目的とする。

※ 着地消費100万円以上／人の訪日外国人旅行者。

本事業では、特に「着地消費100万円以上／人のイギリス・フランス・アメリカ・オーストラリアからの訪日外国人旅行者」をターゲットとする。

### 2 委託業務の概要

- (1) 事業名 インバウンド高付加価値旅行推進事業
- (2) 実施主体 福岡県
- (3) 事業内容 別添「企画提案公募仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (5) 委託上限額（消費税及び地方消費税含む）  
14,833千円

#### (6) 成果物

##### ①事業報告書

紙媒体：A4判冊子 2部

電子媒体：Word、Excel、PowerPointにおいて編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方 1部

##### ②制作物

商品の販促ツールや収集した画像など本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。なお、本事業により得られた成果物及びその著作権は全て福岡県にあるものとする。

### 3 企画提案で求める内容（詳細については、別紙「仕様書」を参照すること）

下記の項目について提案を行うこと。提案にあたっては、具体的根拠や理由を明確にしたうえで、説得性の高い提案書となるよう留意すること。

- (1) 高付加価値な旅行コンテンツの造成（仕様書3（1）関連）
  - ・高付加価値コンテンツ開発の支援対象とする県内の観光関連事業者等の選定案や、造成するコンテンツ案を選定理由とともに具体的に提案すること。
  - ・高付加価値コンテンツの開発に際し、企画から商品化までの各段階における伴走支援体制や実施する支援内容について、具体的に提案すること。
- (2) 現地旅行会社等へのセールス活動（仕様書3（2）関連）
  - ・高付加価値市場における本県の認知度向上や高付加価値旅行者の誘客に効果的なセールス活動の内容について、具体的に提案すること。

- (3) 本事業で期待される成果およびKPIについて（仕様書3（1）、（2）、（4）関連）
  - ・本事業を通して期待される効果について、記載すること。また、定量的に示すことが可能なものは、数値を用いて示すこと。
- (4) 会社概要
  - ・会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること。
  - ・結果通知についてはメールにより通知するため、必ず担当者のメールアドレスを記載しておくこと。
- (5) 事業体制（仕様書3（3）関連）
  - ・本事業への取り組み体制（人員・経験等）について、明確に説明すること。
  - ・海外で行われる業務の場合、海外事務所等のネットワークを有している場合は、その概要等について具体的かつ詳細に説明すること。
  - ・業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。
- (6) 業務スケジュール（仕様書3（3）関連）
  - ・本事業への取り組みに関する事業工程、事業フローについて、図表等を用いてわかりやすく明示すること。
- (7) 類似事業の受託実績
  - ・過去に受託した類似事業の実績や成果について示すこと。
- (8) 見積書（仕様書3（6）関連）
  - ・見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。ただし、非課税取引に該当するものがある場合は、明示すること。

#### 4 参加要件

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (2) 次のアからカのいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までの間にアからカのいずれかに該当する事実が判明した時は契約できない場合がある。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
  - イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成28年3月28日27総セ第25173号）に基づく指名停止期間中である者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
  - エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - オ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - カ 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供が確実にできること
  - ア 契約保証金（又は担保）…契約金額の100分の10以上
  - イ 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は契約保証金を免除する

- ウ 福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、契約保証金を免除する
- (4) 共同体で参加する場合は、下記の要件を全て満たすこと
  - ア 上記要件（2）については、共同体の構成員全員が満たしていること
  - イ 上記要件（3）については、共同体の構成員のうち少なくとも1団体以上が満たしていること
  - ウ 必ず代表団体を定めること
  - エ 各構成員は、本募集への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと

## 5 質問受付及び回答

質問は、令和8年4月30日（木）12時までに、様式第1号「質問書」を、下記13「連絡先および書類の提出先について」に記載する宛先に電子メールで送信すること。メールの件名は「【質問】インバウンド高付加価値旅行推進事業」とし、本文中に質問者の連絡先について記載すること。

また、質問及び回答は、令和8年5月1日（金）までに質問者に対しメールにて送付するとともに、この公募実施要領を掲載したホームページに掲載する。

なお、他応募者からの提案書提出状況に関すること、本県が受け付けない項目と判断したものについては、回答しない。

## 6 企画公募の日程、提出書類、提出先について

### (1) 日程

- ①公募開始及び質問受付開始  
令和8年4月24日（金）
- ②質問受付期限  
令和8年4月30日（木） 12時まで
- ③質問に対する回答期限  
令和8年5月 1日（金）
- ④企画提案書の提出期限  
令和8年5月18日（月） 12時まで  
※応募者多数の場合、1次審査を行い、上位数社を対象として2次審査（プレゼンテーション審査）を実施する（該当者へ個別に通知）
- ⑤1次審査結果の通知  
令和8年5月20日（水）予定 ※担当者へメールにて通知
- ⑥プレゼンテーション（2次審査）の実施  
令和8年5月22日（金） 予定 ※時間は該当者へ個別に連絡
- ⑦2次審査結果の通知  
令和8年5月26日（火） 予定
- ⑧契約の締結  
令和8年6月上旬 予定

### (2) 企画提案書の提出内容

- ①企画提案書・・・A4判（タテ・ヨコは任意）、正本1部、副本5部
- ②見積書（項目ごとに積算）・・・A4判（タテ・ヨコは任意）、正本1部、副本5部

③上記①・②の PDF データ（正本および副本データ）

※正本のみ応募事業者が判るようにすること。副本には、応募者が特定できるような社名・記述を記載しないこと。

※見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。ただし、非課税取引に該当するものがある場合は、明示すること。

### (3) 企画提案書の提出方法

上記6(2)①・②「企画提案書」「見積書」については、下記13「連絡先および書類の提出先について」に記載する住所に郵送もしくは持参すること。（提出期限までの必着とする）

また、上記6(2)③「上記①・②の PDF データ（企画提案書・見積書の正本・副本の PDF データ）」については、下記13「連絡先および書類の提出先について」に記載するアドレスにメールにて提出すること。（8MG を超えるデータについては、大容量転送サービス等で送付すること）

## 7 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書等は委託先の選定のみ使用する。
- (2) 提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とする。
- (3) 本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した提案書は無効とする。
- (4) 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

## 8 選定委員会について

本企画提案公募の審査は、選定委員会により行うこととし、本委員会の事務局は、福岡県商工部観光局観光振興課に設置する。

- (1) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。なお、審査内容については公表しない。
- (3) 契約前に詳細協議を行い、提案企画の一部を変更する場合がある。
- (4) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。
- (5) 企画提案を採用した場合においても、協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

## 9 1次審査（書面審査）について

本事業の企画提案参加者が5社以上の場合は、選定委員会事務局（観光振興課）において、下記11の審査基準により企画提案書の1次審査（書面審査）を行い、2次審査（プレゼンテーション審査）に進む4社を選定する。

## 10 2次審査（プレゼンテーション審査）について

選定委員会において、プレゼンテーション審査を行い、高い評価点を得た提案事業者を委託候補事業者として選定する。

- ・ 2次審査の詳細日程等は、1次審査を通過した提案事業者速やかにメールにて通知する。
- ・ プレゼンテーションは、原則、提案書に沿って説明を行うこととするが、追加資料や

映像等を用いて説明してもよい。

〔2次審査（プレゼンテーション審査）〕

- ・ 審査日程：令和8年5月22日（金）（※予定）
- ・ 審査場所：県庁内（福岡市博多区東公園7番7号）（※予定）
- ・ 提案事業者数：最大4社まで
- ・ 審査時間：1事業者あたり、説明15分程度・質疑応答10分程度を予定

## 1.1 審査基準

- ・ 審査は、1次、2次ともに、下表に示す評価項目により採点する。
- ・ 2次審査において、合計点数が最も高い提案事業者を委託候補事業者とする。合計点数が同点となった場合は、選定委員会の協議により選定する。満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。
- ・ 提案参加事業者が1事業者の場合においても2次審査を行い、最低基準点を超えた場合、委託候補事業者として選定する。

（評価項目表）

項目		配点
<b>(1) 事業目的の理解度</b> ターゲット市場の世情やトレンド、各種インバウンド施策等について豊富な知識と経験を持ち、本事業の目的・内容について十分に理解した具体的な提案内容となっている。		5点
<b>(2) 提案内容の優良性</b>		
①高付加価値な旅行コンテンツの造成について	支援対象とする事業者を具体的なかつ説得力のある理由で選定している	5点
	造成するコンテンツが高付加価値旅行市場の特徴や傾向などを踏まえ、ターゲットに訴求可能なものとなっている	5点
	コンテンツ開発の伴走支援に必要な体制が提案されている	5点
	コンテンツ開発の各段階において必要な支援内容が提案され、商品化が期待できる	10点
②現地旅行会社等へのセールス活動について	効果的なセールス手法が示され、高付加価値旅行市場における本県の認知度向上や高付加価値旅行者の誘客が期待できる	30点
③本事業を通して期待される成果およびKPIについて	・提案された内容により、高い事業成果が期待できる ・KPI達成の蓋然性が高い提案がなされている	10点
④独自提案について	提案された内容により、高い事業成果が期待できる	10点
<b>(3) 業務遂行の確実性</b>		
①会社概要、事業体制	適切な業務体制及び人員確保がなされており、円滑かつ安定的に業務遂行できる体制と判断できる。	5点
②業務スケジュール	詳細なスケジュール（工程）が示され、かつ実現可能なスケジュールと判断できる。	5点
③類似事業の受託実績	類似事業の実績が豊富であり、高い知見・ノウハウを持つと判断できる	5点
<b>(4) 見積もりの妥当性</b> 業務内容に見合った適切な経費、またそれ以上の効果が期待できる		5点
<b>合計（100点満点）</b>		<b>100点</b>

## 1.2 委託契約について

- (1) 選定委員会で選定された事業者を委託候補事業者として、契約協議を行う。  
なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 委託契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定する。

(3) 委託契約にあたっては、「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として、県に納めることとする。

なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

また、地方自治体を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり過去2年以内に地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。

### 13 連絡先および書類の提出先について

「5 質問受付および回答」および「6(2)③企画提案書・見積書のPDFデータ」については、下記担当者あてに電子メールを送付すること。

<住所> 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7

<担当> 長野

<電話> 092-643-3457

<メールアドレス> kanshin@pref.fukuoka.lg.jp